

公 告

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

1 競争に付する事項

(1) 競争入札に付する事項及び日時

件 名	規 格	再生可能 エネルギー比率	入札日時
ア 日本原駐屯地で使用する電気	仕様書のとおり	100%	令和8年2月10日(火) 1045
イ 日本原演習場廠舎で使用する電気	仕様書のとおり	100%	令和8年2月10日(火) 1100
ウ 日本原演習場管理棟で使用する電気	仕様書のとおり	100%	令和8年2月10日(火) 1115
エ 日本原演習場(動力)で使用する電気	仕様書のとおり	100%	令和8年2月10日(火) 1130
オ 日本原演習場(電灯)で使用する電気	仕様書のとおり	100%	令和8年2月10日(火) 1145

(2) 規 格 : 仕様書のとおり

(3) 履行場所 : 陸上自衛隊日本原駐屯地及び演習場

(4) 履行期限 : 自 令和8年4月1日(水)0時 至 令和9年3月31日(水)24時

2 競争参加資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- 予算決算及び会計令第70条の規定該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者
- 令和7・8・9年度の競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において、C等級以上に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者。**
- 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
- 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。(適合証明書及び再生可能エネルギー電源の割当計画書を提出すること。)
- 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りではない。
- (12) 入札に参加を希望する者は、「**特定電源割当計画書**」を提出するものとする。
- (13) **代金の支払に関する振込手数料は業者側負担とする。**

3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出及び判定

(1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、第2項第5号及び12号に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書（様式別途配布）を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（電報・FAX不可）

(3) 提出期限

令和8年2月2日（月）15時00分

(4) 可否判定

分任契約担当官は、提出された適合証明書及び特定電源割当計画書の内容を判定し、その判定結果を令和8年2月5日（木）までに電話又は電子メールにて回答する。細部は第4項において示す。

4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、第356会計隊日本原派遣隊において令和8年1月14日（水）から令和8年2月2日（月）まで配布する。また、入札参加希望者の要望により電子メール等でも配布する。（土日・祝日を除く0815～1630）
- (2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）

6 入札説明会及び競争入札執行場所並びに入札実施要領

- (1) 入札説明会 : 一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、**事前の日時調整により個別対応する。**
- (2) 入札場所 : 陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 入札室
- (3) 入札実施要領

1 (1) ア～オの入札

再生可能エネルギー比率100%の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書を準備のこと。

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札

者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- (2) 契約保証金 : 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式 : 品目毎総額(予定総価)決定(ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。)
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札(押印省略での処置の場合は有効)
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成するものとし、品目毎契約書を作成するものとする。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。(令和8年4月1日付で契約を実施し、履行は1日の0000からとする。)なお、電気需給契約書を締結するものとし、適用する契約条項は談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を適用する。(契約締結は令和8年度予算成立後とする。)

11 その他

- (1) **郵便入札は、令和8年2月10日(火)10時00分必着分までを有効とする。**入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。**郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための入札書も送付すること。**
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX不可)
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は第356会計隊日本原派遣隊事務所で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
- (5) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いします。
- (6) 入札書に関しては、1(1)ア～オ(再生可能エネルギー比率100%)の入札。それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、6(3)入札実施要領に示す再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に(再度入札分)と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封書することとする。(押印を省略する場合は、責任者及び担当者氏名並びに連絡先を追記すること。)
- (7) 問い合わせ先

〒708-1325 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地

ア 入札及び契約手続き等に関する事項

第356会計隊日本原派遣隊 担当:竹本(たけもと)

TEL:0868-36-5151(内線345) FAX:0868-36-2198(直通)

イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊管理科営繕班 担当:馬場(ばば)

TEL:0868-36-5151(内線317)

本公告は、陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 掲示板

陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲載している。

[\(https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/\)](https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/)

仕様書A（再生エネルギー比率100%）

仕様書番号		承認年月日	令和 8年 1月 日
調達要求番号		作成部隊	日本原駐屯地業務隊
件名	日本原駐屯地で使用する電気	作成年月日	令和 8年 1月 日

1 概要

(1) 需要場所 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
陸上自衛隊日本原駐屯地

(2) 業種及び用途 官公署（駐屯地）

2 仕様

(1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、周波数

ア 供給電気方式 交流 3相 3線式

イ 供給電圧 6,000V

ウ 計量電圧 6,000V

エ 周波数 60Hz

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 635kW

イ 予定使用電力量 2,080,200 kWh

(3) 契約期間

令和 8年 4月 1日 0時から令和 9年 3月 31日 24時

(4) 電力量の検針

ア 遠隔自動検針装置 有

イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針または立会検針
検針日における計量器の読みとするものとする。

(5) 需給地点

構内第 1 柱の開閉器の電源側接続点

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 財産分界点

需給地点に同じ。

3 その他

(1) 力率は、自動力率調整装置により使用期間中 100% を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有してない。

(3) 細部については、中国電力株式会社の契約要綱を参照する。

(4) 入札価格の算定にあたっては、力率は 100% とし、燃料調整費及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

(5) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 100% とすること。

(6) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で半期ごとに提出すること。

(7) 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関する条件を満たすこと。

月別予定使用電力量（駐屯地）

月	契約電力 (kW)	ピーク時間 (kWh)	昼間時間 (kWh)	夜間時間 (kWh)	使用量合計 (kWh)
4	635		69,000	48,800	117,800
5	635		56,400	50,900	107,300
6	635		104,000	60,300	164,300
7	635	37,600	114,500	101,300	253,400
8	635	31,700	97,800	97,200	226,700
9	635	27,000	83,800	84,600	195,400
10	635		84,200	52,500	136,700
11	635		87,900	58,000	145,900
12	635		109,900	72,000	181,900
1	635		109,000	83,200	192,200
2	635		111,700	74,700	186,400
3	635		105,100	67,100	172,200
総合計					2,080,200

（注）

- ピーク時間・・・7月1日から9月30日までの毎日午後1時から午後4時までの時間、ただし休日等に定める日の該当時間を除く。
- 昼間時間・・・毎日午前8時から午後10時までの時間、ただしピーク時間及び休日等に定める日の該当時間を除く。
- 夜間時間・・・ピーク時間及び昼間時間以外の時間
- 夏季・・・・・・・・・・毎年7月1日～9月30日
- その他季・・・・・・・・・・毎年10月1日～翌年6月30日
- 休日等・・・・・・・・・・日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

仕様書A（再生エネルギー比率100%）

仕様書番号		承認年月日	令和 8年 1月 日
調達要求番号		作成部隊	日本原駐屯地業務隊
件名	日本原演習場廠舎で使用する電気	作成年月日	令和 8年 1月 日

1 概要

(1) 需要場所 岡山県勝田郡奈義町上町川
陸上自衛隊日本原演習場廠舎地区

(2) 業種及び用途 官公署（廠舎）

2 仕様

(1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、周波数

ア 供給電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧 6,000V

ウ 計量電圧 6,000V

エ 周波数 60Hz

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 80kW

ただし各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量 203,600 kWh

(3) 契約期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時

(4) 電力量の検針

ア 遠隔自動検針装置 有

イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針または立会検針
検針日における計量器の読みとするものとする。

(5) 需給地点

構内第1柱の開閉器の電源側接続点

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 財産分界点

需給地点に同じ。

3 その他

(1) 力率は、電力コンデンサーにより使用期間中100%を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有してない。

(3) 契約電力が500kW以上となる場合は、あらかじめ協議により契約電力を決定するものとする。

(4) 細部については、中国電力株式会社の契約要綱を参照する。

(5) 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料調整費及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

(6) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

(7) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で半期ごとに提出すること。

(8) 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関する条件を満たすこと。

月別予定使用電力量（廠舎）

月	契約電力 (kW)	ピーク時間 (kWh)	昼間時間 (kWh)	夜間時間 (kWh)	使用量合計 (kWh)
4	80		8,800	7,400	16,200
5	80		6,900	6,100	13,000
6	80		12,300	8,200	20,500
7	80	3,400	12,900	12,500	28,800
8	80	2,200	8,300	7,900	18,400
9	80	1,700	6,600	6,700	15,000
10	80		9,700	7,200	16,900
11	80		7,100	6,700	13,800
12	80		10,100	8,500	18,600
1	80		7,700	6,900	14,600
2	80		9,000	7,800	16,800
3	80		5,900	5,100	11,000
総合計					203,600

（注）

ピーク時間・・・7月1日から9月30日までの毎日午後1時から午後4時までの時間、ただし休日等に定める日の該当時間を除く。

昼間時間・・・毎日午前8時から午後10時までの時間、ただしピーク時間及び休日等に定める日の該当時間を除く。

夜間時間・・・ピーク時間及び昼間時間以外の時間

夏季・・・・・・・・・・毎年7月1日～9月30日

その他季・・・・・・・・・・毎年10月1日～翌年6月30日

休日等・・・・・・・・・・日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

仕様書A（再生エネルギー比率100%）

仕様書番号		承認年月日	令和 8年 1月 日
調達要求番号		作成部隊	日本原駐屯地業務隊
件名	日本原演習場管理棟で使用する電気	作成年月日	令和 8年 1月 日

1 概要

(1) 需要場所 岡山県津山市大吉
陸上自衛隊日本原演習場管理棟

(2) 業種及び用途 官公署（管理棟）

2 仕様

(1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、周波数

ア 供給電気方式 交流3相3線式
イ 供給電圧 6,000V
ウ 計量電圧 6,000V
エ 周波数 60Hz

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 10kW
ただし各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
イ 予定使用電力量 7,100 kWh

(3) 契約期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時

(4) 電力量の検針

ア 遠隔自動検針装置 有
イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針又は立会検針
検針日における計量器の読みとするものとする。

(5) 需給地点

構内第1柱の開閉器の電源側接続点

(6) 保安責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 財産分界点

需給地点に同じ。

3 その他

- 力率は、電力コンデンサーにより使用期間中100%を保持する予定。
- フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有してない。
- 契約電力が500kW以上となる場合は、あらためて協議により契約電力を決定するものとする。
- 細部については、中国電力株式会社の契約要綱を参照する。
- 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料調整費及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。
- 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。
- 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で半期ごとに提出すること。
- 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関する条件を満たすこと。

月別予定使用電力量（管理棟）

月	契約電力 (kW)	使用量 (kWh)
4	10	530
5	10	610
6	10	580
7	10	590
8	10	520
9	10	540
10	10	550
11	10	580
12	10	560
1	10	690
2	10	680
3	10	670
総合計		7,100

夏季・・・・・・毎年7月1日～9月30日
その他季・・・・・・毎年10月1日～翌年6月30日

仕様書A（再生エネルギー比率100%）

仕様書番号		承認年月日	令和 8年 1月 日
調達要求番号		作成部隊	日本原駐屯地業務隊
件名	日本原演習場（電灯）で使用する電気	作成年月日	令和 8年 1月 日

1 概要

- (1) 需要場所 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
陸上自衛隊日本原演習場（電灯）
- (2) 業種及び用途 官公署（電灯）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、周波数
 - ア 供給電気方式 交流単相3線式
 - イ 供給電圧 100・200V
 - ウ 計量電圧 100・200V
 - エ 周波数 60Hz
- (2) 予定使用電力量 24 kWh
- (3) 契約期間
令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時
- (4) 電力量の検針
 - ア 遠隔自動検針装置 有
 - イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針または立会検針
検針日における計量器の読みとするものとする。
- (5) 需給地点
構内第1柱の電源側接続点
- (6) 保安責任分界点
需給地点に同じ。
- (7) 財産分界点
需給地点に同じ。

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有してない。
- (2) 細部については、中国電力株式会社の契約要綱を参照する。
- (3) 入札価格の算定にあたっては、燃料調整費及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。
- (4) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。
- (5) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で半期ごとに提出すること。
- (6) 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関する条件を満たすこと。

月別予定使用電力量（演習場（電灯））

月	使用量 (kWh)
4	2
5	2
6	2
7	2
8	2
9	2
10	2
11	2
12	2
1	2
2	2
3	2
総合計	24

夏季・・・・・・毎年7月1日～9月30日

その他季・・・・毎年10月1日～翌年6月30日

仕様書A（再生エネルギー比率100%）

仕様書番号		承認年月日	令和 8年 1月 日
調達要求番号		作成部隊	日本原駐屯地業務隊
件名	日本原演習場（動力）で使用する電気	作成年月日	令和 8年 1月 日

1 概要

- (1) 需要場所 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
陸上自衛隊日本原演習場（動力）
- (2) 業種及び用途 官公署（動力）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、周波数
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧 200V
 - ウ 計量電圧 200V
 - エ 周波数 60Hz
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ア 契約電力 5 kW
 - イ 予定使用電力量 60 kWh
- (3) 契約期間
令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時
- (4) 電力量の検針
 - ア 遠隔自動検針装置 有
 - イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針または立会検針
検針日における計量器の読みとするものとする。
- (5) 需給地点
構内第 1 柱の電源側接続点
- (6) 保安責任分界点
需給地点に同じ。
- (7) 財産分界点
需給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率は、電力コンデンサーにより使用期間中 90% を保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有してない。
- (3) 細部については、中国電力株式会社の契約要綱を参照する。
- (4) 入札価格の算定にあたっては、力率は 90% とし、燃料調整費及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。
- (5) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 100% とすること。
- (6) 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で半期ごとに提出すること。
- (7) 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関する条件を満たすこと。

月別予定使用電力量（演習場(動力)）

月	契約電力 (kW)	使用量 (kWh)
4	5	5
5	5	5
6	5	5
7	5	5
8	5	5
9	5	5
10	5	5
11	5	5
12	5	5
1	5	5
2	5	5
3	5	5
総合計		60

夏季・・・・・・毎年7月1日～9月30日
その他季・・・・・・毎年10月1日～翌年6月30日

入 札 書

入札金額 ￥ _____

(当隊が提示する契約電力及び予定使用電力に基づき計算した総価)

件 名 : 日本原駐屯地で使用する電気

再エネ比率 100%

【内訳】別紙「積算内訳書」のとおり

上記のとおり、入札に関する件を承諾の上入札します。

誓約事項：当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約します。「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。」

令和 8 年 2 月 1 0 日

住 所
社 名
代 表 者
電 話 番 号 _____

代 理 人
電 話 番 号 _____

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第 356 会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

入 札 書

入札金額 ￥ _____

(当隊が提示する契約電力及び予定使用電力に基づき計算した総価)

件 名 : 日本原演習場管理棟で使用する電気

再エネ比率 100%

【内訳】別紙「積算内訳書」のとおり

上記のとおり、入札に関する件を承諾の上入札します。

誓約事項：当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約します。「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。」

令和 8 年 2 月 1 0 日

住 所
社 名
代 表 者
電 話 番 号 _____

代 理 人
電 話 番 号 _____

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第 356 会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

入 札 書

入札金額 ￥ _____

(当隊が提示する契約電力及び使用予定電力に基づき計算した総価)

件 名 : 日本原演習場 (電灯) で使用する電気

再エネ比率 100%

【内訳】別紙「積算内訳書」のとおり

上記のとおり、入札に関する件を承諾の上入札します。

誓約事項：当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約します。「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。」

令和 8 年 2 月 1 0 日

住 所
社 名
代 表 者
電 話 番 号 _____

代 理 人
電 話 番 号 _____

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第 356 会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

委 任 状

(住所)

私は、(氏名・連絡先) _____ を代理人と定め

下記事項の入札及び契約に関する一切の権限を委任します。

記

委任事項：日本原駐屯地で使用する電気
日本原演習場廠舎で使用する電気
日本原演習場管理棟で使用する電気
日本原演習場（電灯）で使用する電気
日本原演習場（動力）で使用する電気

令和8年2月10日

住 所
社 名
代 表 者
電話番号 _____

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第 356 会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

住所

会社名

代表者氏名

日本原駐屯地等の使用する電気の入札を辞退します。

担当者連絡先

部署名

担当者名

TEL

FAX

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、①令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.450未満	70
	0.450以上 0.475未満	65
	0.475以上 0.500未満	60
	0.500以上 0.525未満	55
	0.525以上 0.550未満	50
	0.550以上 0.575未満	45
	0.575以上 0.600未満	40
	0.600以上	0
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用語	定義
① 令和5年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和5年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値(算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))</p> <p>② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh)(ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh)(ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh)(ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

